

島根県公立学校臨時的任用学校栄養職員募集要項

平成31年2月6日
島根県教育庁学校企画課

島根県教育委員会では、臨時的任用学校栄養職員を以下のとおり募集します。

1 勤務地、募集人数等

隠岐郡（島前地域）：1人 H31.4.2～H32.3.31の間で県が命じた期間
松江市：1人 H31.5.1～H31.7.31の間で県が命じた期間
雲南市：1人 H31.5.1～H31.7.31の間で県が命じた期間
邑南町：1人 H31.9.1～H32.3.31の間で県が命じた期間

2 勤務内容

栄養教諭に準ずる職務を行います。（給食管理、食に関する指導等）

3 出願資格

以下のすべてに該当する者が出願できます。

- 地方公務員法第16条の欠格事由に該当しない者
 - 栄養士免許証又は管理栄養士免許（登録）証所有者
 - 現に県教育委員会が正式採用した公立学校教職員でないこと
- ※選考において教育職員経験者（臨時的任用を含む）を考慮します。

4 出願手続

(1) 出願期間

随 時

(2) 出願書類

次の①及び②の書類を下記提出先まで郵送（簡易書留）または持参ください。

なお、封筒の表に「学校栄養職員臨時的任用出願書類在中」と朱書きしてください。

- ① 志願書（様式1）
- ② 志願票（様式2）
- ③ 所有免許証の写し

<出願書類提出先>

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地 島根県教育庁学校企画課

※出願書類の様式は、本要項の3～4頁に掲載しています。

※必ず所有する免許（登録）証の種類を記入してください。

5 勤務条件

(1) 給 与

学歴、経験年数によって給料の月額が決定されます。20歳の短期大学新卒者にあつては約160,000円（H30年度実績）。また、該当者には通勤手当、住居手当、扶養手当、単身赴任手当、へき地手当、特殊勤務手当、期末手当、勤勉手当などが支給されます。

(2) 勤務時間

午前 8 時 15 分～午後 5 時 00 分（休憩時間を除く 1 日 7 時間 45 分）

※勤務校によって若干時間が異なりますが 1 日 7 時間 45 分の勤務時間は共通です。

(3) 休 日

○日曜及び土曜日

○国民の祝日に関する法律に規定する祝日

○12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで（前項の日を除く）

(4) 休 暇

○有給休暇…任用期間によって異なります。（任期が 12 ヶ月の場合は 20 日、採用期間の長さに応じて付与されます）

○その他の休暇…基本的に正規職員に準じます。（一部法令等により異なる）

6 選考方法

○書類選考の上、面接審査により行います。

※書類選考の結果、面接の期日・場所等を通知します。

7 その他

○選考は随時行いますが、採用予定者が決定した時点で募集を停止します。

8 出願書類提出先・問い合わせ先

〒690-8502

島根県松江市殿町 1 番地 島根県教育庁学校企画課 TEL 0852-22-5422

様式 1

平成 年 月 日

島根県教育委員会 様

住所

氏名

㊞

島根県公立学校臨時的任用学校栄養職員採用志願書

次のとおり志願したいので、関係書類を添えて出願します。

(1) 職 種 学校栄養職員

(2) 勤務可能時期 ・平成 年 月 日から勤務可能
・その他 ()

(3) 希望勤務地

(4) 特記事項

(注) (4) の特記事項については、任地等を決定する際に配慮を要することがあれば記入すること。

臨時的任用学校栄養職員採用志願票

平成 年 月 日現在

ふりがな		性別	生 年 月 日	年齢	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>写 真 貼 付</p> <p>5 cm × 4 cm で上半身を 撮影したもの (裏面に氏名を記入)</p> </div>
氏 名			年 月 日	歳	
現住所	〒 - Tel () -				
連絡先	〒 - Tel () -				
学 歴 ・ 職 歴					
自 . .					高等学校
至 . .					
自 . .					
至 . .					
自 . .					
至 . .					
自 . .					
至 . .					
自 . .					
至 . .					
自 . .					
至 . .					
自 . .					
至 . .					
免 許 ・ 資 格					
種類	授与年月日	授与権者	有効期間満了日又は修了確認 期限		
		
		
		
		
健康状態	自動車運転免許証 の有無		有・無	有の場合有効期限 年 月 日	

- (注) 1. 高等学校からの学歴・職歴について、順序をおってもれなく記入すること。
 2. 職歴等は、給料を決定する際に必要な資料となるので、記入もれ等のないように正確に記入すること。
 ①任用期間 ②正規・非正規 ③非正規の場合、常勤・非常勤 ④職種 ⑤在家庭の期間は「在家庭」とする